

令和6年 第1回

南会津町農業委員会総会議事録

期日 令和6年1月16日(火)

会場 南会津町役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月16日(火) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町役場本庁 3階 正庁

3 出席した委員

農業委員 8名

3 番	平野 恒二	5 番	湯田 重行	6 番	湯田 義三
7 番	星 洋一	8 番	酒井 圭	9 番	渡部 一男
10 番	湯田 孝義	11 番	室井 文一		

4 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	長谷川 春奈
------	-------	----------	-------	----	--------

5 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6 会議の概要

	事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>日程第1「欠席委員の報告」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、1番、星隆一委員、2番、芳賀美紀委員、4番、馬場崇裕委員であります。</p> <p>本日の出席委員は8名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。また、会議規則10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、1名の方に出席をしていただいております。</p>
議 長	<p>日程第2「議事録署名委員の指名について」でありますが、会議規則第20条第2項の規定により、9番、渡部一男委員、5番、湯田重行委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。</p>
議 長	<p>日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局からご報告をお願いします。</p>
事 務 局	(事務局長 報告)
議 長	只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたらお願いいたします。何かご質問ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	<p>日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事件番号1を議題といたします。</p> <p>地区担当調査員の南郷第2区、斎藤喜久男推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。</p>
事 務 局	(係長) 議案書の2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請になります。事件番号1、譲渡人は、●●●さん、農業、*字*****番地の方になります。譲受人は、○○○さん、農業、*字*****番地の*になります。許可を受けようとする土地の表示は、*字*****番の*、地目が田、面積が□□m ² 、所有権の移転になります。譲受人の経営面積は、ご覧のとおりとなっております。申請事由は、譲渡人は贈与、譲受人は、生前贈与、経営移譲を受けるとなっておりますが、実態としては、経営規模拡大、無償での贈与になります。申請理由ということで、経営基盤強化促進法

による農用地の利用権設定がされていた農地を譲り受ける形になっておりまして、譲受人がこの農地については、トマトハウスを設置して南郷トマトの栽培をされています。経営基盤強化促進法の利用権設定につきましては、令和5年12月18日付けで合意解約をしており、今後は、所有権を得た上で耕作を引き続き行うということです。次に、農地法3条の各要件の状況ですが、第1点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を確認しましたところ、本人が230日、奥様が200日となっておりまして、目安としております年間150日の農作業常時従事要件に問題はないと思われます。2点目の地域との調和要件につきましては、同地区内には集落営農などの組織もありませんし、他の農業者の集積、農地の分断などもありませんので、こちらも問題ないと思われます。3点目の農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター1台を保有されておりまして、既に、南郷トマトを栽培されているので、こちらについても問題ないと思われます。最後に、農地所有適格法人の要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので、こちらも問題ないと思われます。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

- 議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 田島1 (渡部昭雄) 譲受人の○○○さんは、前に農業委員をされた方ですか。
- 事務局 (係長) その方になります。
- 議長 他に、質問ございませんか。
- (「ありません」の声あり)
議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
議長 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
- 議長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田 島 1	(渡部昭雄) 1月13日に譲渡人、譲受人、行政書士で今回担当いたしました○○○○さん、以上3名に状況を聞いてまいりました。この土地ですが、都市計画区域内でありますて、既に宅地になっておりますので、農業に影響は与えないということでございます。所有権の移転が終了した時点で作業に入りたい。それから資金面ですが、◆◆さんの方から融資をいただけるということで、話しが決まっております。利便性は非常にあり、駅から近い、スーパー・マーケット、病院、各施設が非常に近くで便利がいいということでございます。私は、問題ないと思います。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対して、ご質疑ございませんか。
5 番	(湯田重行) 譲渡人の○○○○さんですが、団体職員となっておりますが、勤め先を具体的に教えてもらえれば。
田 島 1	(渡部昭雄) この方は、下郷の◇◇に勤めております。
議 長	他に質問はありませんか。 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	日程第6 「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いいたします。
事務局	(長谷川) 事務局の長谷川です。議案第3号の農用地利用集積計画決定について説明します。議案書6ページ、7ページをご覧ください。利用権設定1月分の内訳になります。今回の設定は、地目が田の新規設定のみになりますて、合計2筆、□□□□m ² なっております。利用権設定の一覧は、次のページにございます。以上です。
議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし。」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議長	日程第7 「議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いいたします。
事務局	(長谷川) 議案 第4号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について説明いたします。議案書10ページに一覧がございます。こちらは、中間管理事業の一括方式で利用権設定がされました、耕作者の変更に伴う再転貸になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、意見を求められておりますので、議案のとおり適当と認めてよいか伺うものです。なお、再転貸を受ける耕作者については、同法に係る貸付相手方に関する要件について、条件を満たしていることが確認でております。以上です。
議長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対して、ご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし。」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第4号の審議を終了いたします。
議長	総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。 次に、次回総会までの業務日程について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(局長 業務日程説明)
議長	説明が終わりました。何か質問はございませんか。 質問がないようですので、その他に入れます。 みなさんから何かございましたら、お願いいいたします。

10番	(湯田孝義委員 新規就農相談会について報告)
議長	他に何か質問ございませんか。
事務局	(係長 活動記録簿の提出及び報酬について説明)
	(質疑応答)
9番	(渡部一男委員 新規就農に関する補助金等に関する質問)
事務局	(係長 回答)
5番	(湯田重行委員 檜沢地区の地域計画意向調査について質問)
事務局	(係長 回答)
7番	(星洋一委員 農業委員の活動を通しての地域の農業、農家についての情報共有、農政について質問)
事務局	(局長 回答)
議長	他に何かございませんか。 ないようですので、代理の方から閉会の言葉をお願いします。
職務代理	(湯田孝義) 足元の悪い中、参考いただきましてありがとうございました。これをもって農業委員会総会を閉じます。

閉会 午後 2時30分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議長

5番

9番

